

1. 具体計画の位置づけ

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の応急対策活動の具体的な内容を定める計画
- 科学的に想定し得る最大規模の津波・地震（南海トラフ巨大地震）を想定して策定するもの。これよりも被害規模が小さい場合においても柔軟に対処できるよう、今後検討。

2. 具体計画の目的

- (1) 関係機関が被害全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始すること
 - 発災後、国、地方公共団体等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施すること
- (2) 被害が特に甚大な地域に対して、人的・物的資源を重点的かつ迅速に配分すること
 - 被害が甚大と見込まれる地域に対して、我が国が保有する人的・物的資源を集中的かつ迅速に投入すること
- (3) 人的・物的資源の絶対的な不足を想定して、事前防災と自助・共助を促進すること
 - 我が国が保有する人的・物的資源では絶対的に不足する非常事態を想定し、各防災関係機関の体制強化を含む事前防災の取り組みを促進するとともに、国民・企業を含め、自助・共助を促進すること



我が国の持つ「防災力」を最大限
活用して被害を最小化

3. 各分野の概要

救助・救急・消火活動

- ・被災府県の警察、消防力を最大限動員したうえで、広域応援部隊を被害が甚大な地域に重点的かつ迅速に投入
- ・被災地域（被災府県ブロック）内の活動規模、進出手順

緊急輸送ルート

- ・あらかじめ早急に通行を確保すべき道路等を設定
- ・発災後、最優先に通行可否情報の収集、啓開活動、必要に応じた交通規制等を実施

医療活動

- ・被災地内医療の確保のためのDMAT等の派遣計画
- ・航空機等を活用した広域医療搬送計画

迅速かつ円滑な 災害応急対策活動

防災拠点

- ・応援部隊の進出など各応急対策活動に必要な拠点を設定
- ・進出拠点、活動拠点、広域物資輸送拠点等

物資調達

- ・被災地へのプッシュ型による物資供給（物資量、調達主体）
- ・被災地内における受援のための広域物資輸送拠点の設定

燃料供給

- ・石油基地から各種防災拠点や重要施設等の間を緊急輸送ルートで結び、発災時の輸送網を早期確保
- ・緊急災害対策本部の調整の下で円滑な優先供給体制を構築